

青年海外協力隊の原さつきさんが エチオピアでの活動を報告されました



エチオピアでの活動内容を説明する原さん

3月9日、JICAの青年海外協力隊の一員として平成30年1月から2年間、エチオピアへ派遣された原さつきさんが、市役所を訪れました。

エチオピアで、ロープポンプと呼ばれる井戸の普及活動を行った原さん。この日は、写真や映像を交えて現地での活動内容を石井市長に報告しました。活動を通じて感じた喜びやイメージとのギャップなど、貴重な体験談を語ってくれました。

▶問い合わせ 地域づくり支援課協働推進担当(内線253)

お子さんの発達の悩みをご相談ください

教育研修センターでは、早期療育事業「ステップ教室」を開設し、子供たちへの指導に当たっています。利用された保護者の皆さんからは「落ち着いて話が聞けるようになってきた」「友達と上手に話ができるようになってきた」などの感想をいただいています。

専門的な知識をもつ支援員が、発達の特性が気になるお子さんの個別療育や家族への支援を行います。発達や子育てでお悩みのことがありましたら、まずは電話でご相談ください。

▶受付時間 午前8時30分

～午後5時(土・日曜日、祝日などを除く)

▶対象 就学前(年長)から小学1年生までの子どもとその保護者

▶問い合わせ 同センター ☎ 556-6458



行田市ひとり親家庭等児童養育手当の申請を受け付けています

市では、義務教育就学中の子を養育しているひとり親家庭の父もしくは母、または父母に代わって養育している方に対して、「行田市ひとり親家庭等児童養育手当」を支給しています。

手当を受けるためには申請が必要です。まだ申請をされていない方は子ども未来課で手続きを行ってください。

▶対象 本市に住民登録している方で、次のいずれかに該当するお子さんと同居し、監護している保護者(養育者を含む)

- (1)父もしくは母、または父母の双方が死亡したお子さん
 - (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん
 - (3)母が婚姻によらずに出産したお子さん
- ※生活保護受給世帯は対象となりません

▶支給額

【(1)の場合】1人月額6,000円

【(2)または(3)の場合】1人月額3,000円

▶支給の時期 7月、11月、3月(4カ月分まとめて支給)

▶所得制限 保護者の令和2年度(4月から7月までの手当については令和元年度)の市町村民税所得割が課税されていないこと

▶その他

- ・手当は、申請をした月から対象となります。
- ・既に手当を受けている方でも、令和2年4月に小学1年生になるお子さんがいる場合は、そのお子さんの申請が新たに必要となります。

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

ひとりでかかえこまないで いじめそだんホットライン開設中

「いじめを受けてつらい」と感じていたら、すぐに「いじめそだんホットライン」をご利用ください。お子さんだけでなく、保護者の方からの相談もお受けします。

▶電話番号 0120-279-874

▶利用時間 午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日などを除く)

▶Eメール相談アドレス ゆうき yuuki@city.gyoda.lg.jp

▶対象 小・中学生およびその保護者など

▶問い合わせ 教育研修センター ☎ 556-6458

ひとり親家庭の資格取得や 講座受講に掛かる費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定を支援するため、就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」や、専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を目的とした「母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業」を実施しています。

また、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的とした「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施します。

これらの事業を受けるためには、事前相談が必要となりますので、子ども未来課にご相談ください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

▶対象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

▶対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座※詳細は厚生労働省ホームページ(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)をご覧ください。

▶支給額

①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方…受講費用の60パーセント(上限20万円。受講費用の60パーセント相当額が12,000円を超えない場合は対象外)

②雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方…「①の額」から「雇用保険制度より支給される一般教育訓練給付金の額」を差し引いた額

母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

▶対象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業の支給を受けたことがない方

▶対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

▶支給額

・市民税非課税世帯…月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月は、月額140,000円)

・市民税課税世帯…月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月は、月額110,500円)

※養成機関修了後、「入学支援修了一時金」として市民税非課税世帯には50,000円、市民税課税世帯には25,000円を支給

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、修了したときおよび合格したときに受講費用の一部を支給します。

▶対象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父およびその子ども(20歳未満)で、次の要件の全てを満たす方。

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・当該支援事業を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

※高等学校卒業者など大学入学資格を取得している方は対象外

▶対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

▶支給額 受講費用の60パーセント相当額(最大15万円)

・受講修了時給付金:受講費用の20パーセント(上限10万円)

・合格時給付金:受講費用の40パーセント(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

※合格時給付金は、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目合格した場合に支給します。

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)